

事務連絡
令和2年4月18日

各

都道府県
指定都市
中核市

 母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

妊婦向けマスクの取り扱いについて

平素より、母子保健行政に格別のご配慮賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月16日付け及び17日付け事務連絡でお伝えしたとおり、今般お送りしたマスクの中に、一部、汚れが付着したものなどが含まれており、これらのマスクについては、妊婦への配布を控えていただくようお願いしているところです。

これらのマスクについては、原因の究明等のため、当省医政局経済課（マスク等物資対策班）宛に返送いただきますよう、お願い申し上げます。返送方法については、別途、ご連絡いたします。

また、妊婦への配布の当面の取り扱いについては、4月17日付け事務連絡においてお伝えしているところですが、配布の際には、目視等により異物の混入や変色等がないかについて確認の徹底をお願いいたします。

各都道府県におかれましては、管内市町村へ周知いただくとともに、内容についてご了知いただきますようお願い申し上げます。

各自治体、とりわけ市町村におかれましては、ご多忙のところ、お手数をおかけし、大変申し訳ございませんが、何卒、よろしくようお願い申し上げます。

（担当）

厚生労働省子ども家庭局

母子保健課 予算係、母子保健係

Tel:03-5253-1111

（内線 4975、4977、4978）

Fax:03-3595-2680

E-mail:ninpu-mask@mhlw.go.jp